

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月27日(2016.10.27)

【公表番号】特表2015-528364(P2015-528364A)

【公表日】平成27年9月28日(2015.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2015-060

【出願番号】特願2015-531668(P2015-531668)

【国際特許分類】

A 45 D 26/00 (2006.01)

【F I】

A 45 D 26/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軸と、第1端部及び第2端部と、少なくとも1つの対のピンセット要素とを有するピンセット部であって、使用中に前記軸を中心に回転するように取り付けられ、毛がつままれる前記ピンセット部外周の少なくとも1つのピンチング領域を規定する、当該ピンセット部と、

前記ピンセット部を、前記軸を中心に回転させるための回転運動を付与する、駆動要素と、

前記ピンセット部が第1及び第2の支持要素に対して回転することができるよう、前記ピンセット部を当該ピンセット部のそれぞれの端部で支持し、前記ピンチング領域での毛のピンチングを誘発するために、前記ピンチング領域において前記対のピンセット要素にピンチング力を付与するための、前記第1及び前記第2の支持要素と、
を有し、少なくとも前記第1の支持要素は、

前記ピンセット部の前記第1端部を支持するための位置決め構造を備える金属板を有する、前記ピンセット部の前記第1端部を支持するための取付要素と、

前記ピンチング力を生成するばね要素と、

回転する前記ピンセット部に前記ピンチング力を伝達する軸受要素と、
を有し、

前記取付要素、前記ばね要素、及び前記軸受要素は、少なくとも1つの屈曲部を有する单一の板状部材から、单一の単体構造の支持要素として一体に形成される、毛をつまみ、引っ張り、抜くことによって毛を皮膚から除去するための脱毛装置。

【請求項2】

前記軸受要素は、前記位置決め構造に対して同軸に取り付けられる座金を有し、前記ばね要素は、前記座金を前記取付要素に接続するアームを有する、請求項1に記載の脱毛装置。

【請求項3】

前記駆動要素は、前記ピンセット部の前記第1端部で、前記取付要素と前記軸受要素との間に取り付けられる歯車を有する、請求項1又は2に記載の脱毛装置。

【請求項4】

第2の前記支持要素は、前記第1の支持要素に対して対称であり、一体の軸受要素、ば

ね要素、及び取付要素を有する、請求項 1 乃至 3 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 5】

前記第 2 の支持要素は、前記ピンセット部の前記第 2 端部を支持するための位置決め構造を有し、かつ軸受面を有する、平板を有する、請求項 1 乃至 3 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 6】

前記ピンセット部は、前記支持要素から支持される非回転シャフトに担持される、請求項 1 乃至 5 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 7】

前記軸は湾曲する、請求項 1 乃至 6 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 8】

前記ピンセット部は、隣接するディスクの間に形成されるピンセット要素を有する複数のディスクを有する、請求項 1 乃至 7 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 9】

前記ピンセット部の一番目のディスクは、軸受板を備える、請求項 8 に記載の脱毛装置。

【請求項 10】

前記ピンセット部の両側に、互いに向かって 5 度～30 度の間の角度がつけられている、略平面の軸受面を有する、請求項 1 乃至 9 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 11】

前記支持要素と前記ピンセット部とを取り囲み、前記ピンチング領域へのアクセス開口を規定する、ヘッド部を更に有する、請求項 1 乃至 10 の何れか一項に記載の脱毛装置。

【請求項 12】

前記第 2 の支持要素は、前記单一の板状部材から一体に形成される、請求項 1 に記載の脱毛装置。

【請求項 13】

前記第 1 及び前記第 2 の支持要素は底板によって相互に接続され、前記底板は、前記单一の板状部材から一体に形成され、前記板状部材のそれぞれの屈曲部によって前記第 1 及び第 2 の支持要素と接続される、請求項 12 に記載の脱毛装置。